

2012年11月14日 全3頁

いがいと知らない政府系金融機関

第5回 地方公共団体金融機構

～地公体への貸付、その資金調達を担う～

金融調査部 主任研究員 菅野泰夫

[要約]

- 東日本大震災からの復興、円高・デフレの悪循環からの脱却や資源エネルギーの確保など日本経済の課題は山積しており、経済成長を占ううえで、官・民が問題解決に向けて適切に連携することの重要性が高まっている。
- 民間金融機関にとっては時として投資先、時として協力関係となる、政府出資のある政府系金融機関や政策実施機関等の公的金融の存在。その意外と知られていない姿を数回のシリーズにわたり紹介していく。
- 第5回目は地方公共団体金融機構（JFM）を解説する。

1. 設立から現在まで

～全国の地方公共団体が100%出資で設立～

地方公共団体金融機構（以下、機構）は地方公共団体金融機構法に基づく地方債資金の共同調達機関として、全国の地方公共団体の100%出資で設立された地方共同法人である。前身の旧公営企業金融公庫（旧公庫）は100%政府出資で1957年に発足。政策金融改革における組織改編に伴い、そのいっさいの業務を承継するかたちで地方公営企業等金融機構が2008年10月に発足し、さらに2009年6月の組織改組を経て現在の機構となった。おもな業務内容は、地方公共団体を対象とした貸付および資金調達、地方公共団体の資金調達支援、旧公庫の債権の管理である。

地方公共団体の公営企業（水道、交通、病院、下水道等）の事業に長期低利で融資するとともに、その資金を確保するため、地方公共団体に代わって地方金融機構債を発行することにより、地方共同の資金調達機関としての機能を担う。また、2009年度の組織改組により、地方公共団体の一般会計も広く貸付対象となった。

2. 貸付業務について

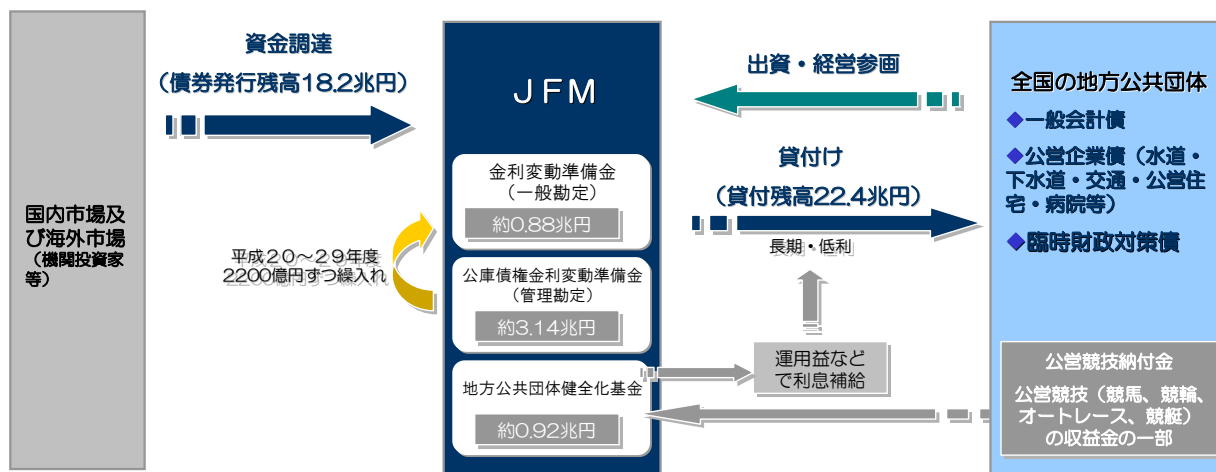
貸付額の状況は2011年度実績で、総額1兆8,041億円にのぼる。内訳としては、地方公共団体の一般財源不足を補うための臨時財政対策債の貸付が7,378億円（全体の41%）、次いで下水道や水道事業を行う公営企業債が5,886億円（同33%）、市町村合併などに活用する合併特例事業を中心とした一般会計債に対し3,961億円（同22%）の順になっている。また、過去の貸付実績事業を経年的にみると、旧公庫期の1960年代は水道、電気がおもな貸付対象だったが、70～80年代は水道、下水道、地域開発事業、1990年代以降は下水道、臨時3事業（臨時地方道、臨時河川等、臨時高等学校）のウェイトがそれぞれ高かった。2009年度から一般会計債および臨時財政対策債が新たに貸付対象となったことで、事業ごとの構成比は大きく変化している。

3. 強い財務基盤を維持する仕組み（地方公共団体健全化基金）

図表1は機構の基本的な仕組みを表わしている。機構の業務開始以降の新たな貸付、債券発行等については「一般勘定」により経理を行う一方、機構が旧公庫から承継した債権の管理、回収等の業務（公庫債権管理業務）については「管理勘定」を設けて、両者の経理を区分している。管理勘定については、既存の政府保証債の借換えに必要な債券を発行しており、この債券発行には政府が保証を付すことができる。なお、貸付対象を地方公共団体に限定しており、過去分も含めて貸倒れは1件も発生していない。

機構の貸付利率には、基準利率と機構特別利率の2種類がある。貸付対象事業のうち、住民生活の基盤整備のためにとくに必要な事業および臨時財政対策債については、基準利率より優遇し設定する機構特別利率（基準利率－0.35%）が適用される。優遇による利率差を補填するための財源は、公営競技納付金（競馬、競輪、オートレース、競艇の施行団体が収益金の一部を納付）が積み立てられた「地方公共団体健全化基金」の運用益で賄われており、この仕組みにより、機構特別利率は国の財政融資資金と同等の低利なものになっている。

図表1 地方公共団体金融機構（JFM）の基本的な仕組み



（注1）数値は2011年度末現在

（出所）地方公共団体金融機構の資料を基に大和総研作成

4. 地方交付税への活用（公庫債権金利変動準備金）

また、機構は地方公共団体に対して最長 30 年の長期貸付を行う一方で、その原資は主として 10 年債で調達しており、貸付と資金調達のための債券・借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等の借換え時の金利リスク（支払利息が受取利息を上回り、逆ザヤとなるリスク）が大きいという特性がある。このため、機構は経営の持続性に必要な財務基盤を確保するため、「金利変動準備金」を設置するとともに、ALM管理のためにアウトライヤー比率、デュレーションギャップの管理目標を定めて非常時のリスクに備えている。

一方、公庫債権管理業務について、管理勘定廃止時に残余財産がある場合は国に帰属するものとされている。現在は金利水準が徐々に低下しているため、残余財産である「公庫債権金利変動準備金」に借換益が積み上がり、準備金が増加している。こうした順調な経営環境を受けて、2012～2014 年度の 3 年間で 1 兆円をメドに、機構の公庫債権金利変動準備金を国が地方の財源不足の補填として地方交付税を活用することになった。2012 年度は 3,500 億円が国庫に納付されている。

5. 地公体職員向けに金融教育も実施

地方公共団体の資金調達では、金融業務に不慣れな地方公共団体の職員が地方債発行で借入先選定からレート決定まで多様な業務を担うケースは多い。業務知識を習得しても数年に一度の異動で、新しい担当者はまた一から知識を習得せねばならず、金融知識の定着が乏しい状況が恒常化している。そこで、機構は職員である自治体ファイナンスアドバイザーによる研修会を開催し、地方公共団体の金融教育に率先して取り組んでいる。今年 6 月には滋賀県、9 月には千葉県で資金調達に関する研修会を実施しているほか、第三セクター等改革推進債に係る資金調達や借入金利分析へのアドバイスなど、自治体個別の資金調達における課題についても助言している。

（付記）

本稿の執筆に当たっては、地方公共団体金融機構の関係各部署から有益なアドバイスをいただいた。この場を借りて感謝の意を表したい。